(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その２　３１か月～２４か月契約〕

（単位：円）

車種 ＼ 保険期間			31か月契約	30か月契約	29か月契約	28か月契約	27か月契約	26か月契約	25か月契約	24か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用									
	自家用									
営業用乗用自動車	個人を除く									
	個人									
自家用乗用自動車			9,670	9,530	9,380	9,240	9,090	8,950	8,800	8,660
けん引普通貨物及び普通貨物自動車	営業用	最大積載量が２トンを超えるもの							36,570	35,350
		最大積載量が２トン以下のもの							23,240	22,540
	自家用	最大積載量が２トンを超えるもの							36,570	35,350
		最大積載量が２トン以下のもの							23,240	22,540
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用								10,240	10,040
	自家用								10,240	10,040
小型二輪自動車			8,670	8,550	8,440	8,330	8,210	8,100	7,990	7,870
軽自動車	検査対象車		8,240	8,140	8,040	7,940	7,840	7,740	7,640	7,540
	検査対象外車									6,270
原動機付自転車										5,350
大型特殊自動車及び小型特殊自動車									5,370	5,360
緊急自動車			5,540	5,520	5,510	5,490	5,480	5,460	5,450	5,430
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
	(ロ) 小型二輪自動車									
	(ハ) 軽自動車	検査対象車								
		検査対象外車								
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車								5,150	5,150
	(ロ) 教習用自動車								5,150	5,150
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)							7,410	7,310
		b 小型二輪自動車	5,290	5,290	5,280	5,270	5,270	5,260	5,250	5,240
		c 軽自動車 検査対象車							5,250	5,240
		c 軽自動車 検査対象外車								5,190
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車									5,100	5,100
検査対象外被けん引軽自動車										5,120

（注）１．本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
２．離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州）以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの（沖縄県を除く。）をいう。

(2) 離島地域（沖縄県を除く。）に適用する基準料率〔その３　２３か月～１６か月契約〕

（単位：円）

車種 ＼ 保険期間			23か月契約	22か月契約	21か月契約	20か月契約	19か月契約	18か月契約	17か月契約	16か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用									
	自家用									
営業用乗用自動車	個人を除く									
	個人									
自家用乗用自動車			8,510	8,360	8,210	8,060	7,920	7,770	7,620	7,470
けん引普通貨物及び普通貨物自動車	営業用	最大積載量が２トンを超えるもの	34,100	32,850	31,600	30,350	29,100	27,850	26,600	25,360
		最大積載量が２トン以下のもの	21,810	21,090	20,370	19,650	18,930	18,210	17,490	16,770
	自家用	最大積載量が２トンを超えるもの	34,100	32,850	31,600	30,350	29,100	27,850	26,600	25,360
		最大積載量が２トン以下のもの	21,810	21,090	20,370	19,650	18,930	18,210	17,490	16,770
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用		9,830	9,630	9,420	9,220	9,010	8,810	8,600	8,400
	自家用		9,830	9,630	9,420	9,220	9,010	8,810	8,600	8,400
小型二輪自動車			7,760	7,640	7,530	7,410	7,290	7,180	7,060	6,950
軽自動車	検査対象車		7,440	7,340	7,240	7,130	7,030	6,930	6,830	6,730
	検査対象外車									
原動機付自転車										
大型特殊自動車及び小型特殊自動車			5,350	5,340	5,330	5,310	5,300	5,290	5,280	5,270
緊急自動車			5,420	5,400	5,390	5,370	5,360	5,340	5,330	5,310
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)									
	(ロ) 小型二輪自動車									
	(ハ) 軽自動車	検査対象車								
		検査対象外車								
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車		5,150	5,140	5,140	5,140	5,130	5,130	5,120	5,120
	(ロ) 教習用自動車		5,150	5,140	5,140	5,140	5,130	5,130	5,120	5,120
	(ハ) その他	a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	7,220	7,130	7,040	6,940	6,850	6,760	6,670	6,570
		b 小型二輪自動車	5,240	5,230	5,220	5,220	5,210	5,200	5,190	5,190
		c 軽自動車 検査対象車	5,240	5,230	5,220	5,220	5,210	5,200	5,190	5,190
		c 軽自動車 検査対象外車								
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車			5,100	5,100	5,090	5,090	5,090	5,090	5,090	5,090
検査対象外被けん引軽自動車										

（注）１．本表は、離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
２．離島とは、本土(北海道、本州、四国及び九州）以外の島であって、橋又は隧道による本土との間の交通又は移動が不可能なもの（沖縄県を除く。）をいう。